

平成25年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(災害関係)

平成24年7月20日

全国知事会

# 1 災害対策の推進について

## (1) 災害予防対策の充実

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策の推進が必要である。このため、東日本大震災における対応を検証し、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実・強化を図るとともに、

- 建物・構造物等の耐震化
- 液状化予測手法の高度化や公共施設等の液状化対策に関する調査・研究の推進
- 共済制度や地震保険制度の充実の検討
- 情報通信基盤の堅牢化・冗長化
- 緊急速報メールやソーシャルメディアを活用した災害情報等の国民全体への伝達手段の研究・整備促進
- 未確認の断層を含めた活断層の実態に関する調査研究
- 堆積物調査などによる過去の津波調査の実施、日本海側プレート境界及び海底活断層位置などの科学的調査
- 日本海側の西部地域や内陸部等の地震・津波調査の空白地帯での調査研究の実施
- 地震・火山噴火の予知研究
- 風水害・地震津波予測精度の向上
- 津波対策の抜本的な見直し
- 巨大地震・津波に備えるための事前対策に必要となる財源の確保等の災害予防対策を確実に推進すること。

また、都道府県域を越えた大規模災害（地震、台風、津波、火山等により、人命・社会生活に広範かつ大きな影響を与える災害。原子力災害を伴うものを含む。）への対応について一軸型のインフラだけでは十分とは言えないため、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

## (2) 災害応急対策の充実

大規模災害に対する災害応急対策について、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一

元的に緊急対応を行える体制を構築するとともに、

○広域避難や事態の長期化も想定した避難者支援

○巨大災害時における行政機能の喪失といった事態も想定した支援体制の構築

○支援物資の調達・輸送・配分を円滑に行うことができる仕組みの構築

○基幹的広域防災拠点の増強・整備

○物的・人的支援等に係る国と地方の役割を明確化

○海外支援を積極的に活用するための協力体制の整備

○災害対応に大きな役割を担う消防の体制強化に対する財政支援の拡充等の総合的な救助・支援体制を構築すること。

特に、現在の災害救助法は、被災した住民を被災した自治体が支援し、被災自治体を国が財政支援するという仕組みであり、広域避難や広域による支援という事態を想定していない。

そのため、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合、直接、国に請求し、応援に要した経費を国が全額負担するよう制度変更を行うこと。加えて、救助期間の制限や費用の限度額の設定、現物給付による救助などといった制約があることから、これらの制約を撤廃するなど、被災自治体及び避難者受入自治体等による自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

また、全国的な影響が非常に大きい南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に対して、東日本大震災を踏まえた新たな被害想定に基づき、巨大地震及び津波対策の加速化と抜本的な強化を図るため、観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化、緊急対策の充実と財政支援、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」の制定、地震対策大綱及び応急活動要領等の策定等について重点的に取り組むこと。

なお、南海トラフの地震の影響は極めて広範囲に及ぶことが想定されることから、幅広い地域を対象として津波高の推計を行い、関係自治体に十分説明した上で結果を公表すべきである。

### （３）大規模災害に対する総合的復旧復興支援制度の確立

大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、広域避難者の発生や事態の長期化による影響も想定し、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施することが可能となるよう、国が必要な財源を措置し、抜本的に制度の見直しを行

って総合的な復旧復興支援制度を確立すること。

具体的には、次の措置が必要である。

- 現行制度では原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃
- 災害査定等の一連の事務手続きの更なる簡素化・迅速化
- 災害復旧事業の事業期間制限の緩和
- 復興財源（復興基金や交付金等）の制度化
- 緊急時対応における既存制度の一時的な停止・緩和の制度化

特に、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割分担の観点から、被災者生活再建支援基金では限界があるので、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。制度の内容については、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

また、大規模災害等が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

## 2 原子力災害対策の推進について

### (1) 原子力安全対策の充実

福島第一原子力発電所事故により、被害を受けている国民が今なお多数いることを重く受け止め、一刻も早く事態の収束を図ること。

また、政府が設置した「東京電力福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会」や国会の「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」等において事故の検証を徹底して行うこと。

新たな原子力規制組織の発足にあたっては、専門知識と運営能力を持って迅速に強い権限と指導力を発揮できる、政府から独立し、透明性と信頼性の確保された国民の理解が得られる組織とすること。

新たな原子力規制組織のもと、福島第一原子力発電所事故の検証結果

等を踏まえ、規制内容の改善・充実を図ること。

また、新たな安全規制組織が発足するまでは、原子力安全・保安院、原子力安全委員会が責任を持って、現時点で判明している福島第一原子力発電所事故の知見に基づき原子力発電所等の安全を厳格に確認すること。

併せて、今後の原子力発電の安全性に関する新たな規制の仕組みを構築する行程について、国民全体に説明すること。

原子力発電所の安全確保に万全を期すため、従来想定されていた事象だけでなく、今回の福島第一原子力発電所の事故の検証を踏まえ、シビアアクシデントが発生した場合の対策について、法令等に明確に位置づけ、新たな規制機関の下で早期に策定すること。

## (2) 原子力防災対策の整備

### ア 原子力災害対策特別措置法の改正等

複合災害も考慮した事故想定や、それに伴う防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方を含めて、原子力災害対策特別措置法の改正と、原子力防災指針及び防災基本計画の改定について速やかに行うこと。

### イ 資機材等の整備

モニタリングポスト、防護服、防護マスク、安定ヨウ素剤、キレート剤、食料・飲料水等の配備や緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制や一時退避所の整備など、自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、防災対策を重点的に充実すべき地域外での対策に要する経費も含め、確実に財源措置を行うこと。

### ウ 支援・調整等

- 原子力災害時の特殊な環境下でも対応できる部隊を作り、緊急時に速やかに派遣できる体制を構築すること。
- 地域防災計画の見直しに向けた技術的支援を行うこと。
- 防災対策を重点的に充実すべき地域が複数県にまたがる場合の調整を行うこと。
- 県境を越える広域・長期的避難における避難手段等を確保する仕組みの構築、広域避難者や、受入自治体の支援、災害時要援護者の輸送手段や避難施設の確保など、避難を支援する体制の整備などについて、確実に対応すること。

### エ 情報提供等

- 原子力発電所の状態やSPEEDI情報等の放射性物質の拡散に関する正しい情報等を速やかに防災対策を重点的に充実すべき地域

以外の自治体にも提供するとともに、緊急時を想定した拡散シミュレーションを実施するなど、実効性のある防護措置を円滑に講じることができるよう体制を整備すること。

- 飲食物の摂取による健康被害の防止や、様々な産業における風評被害防止のため国の責任において、国際的信用を得るためにも、国際基準に則り放射性物質等の測定を実施し、速やかに正確な測定結果を公表する体制を整備すること。
- 併せて、原子力災害発生時の被災地域への応援要員の派遣体制を整備するとともに、災害廃棄物の広域処理については、国の責任において、国民の放射性物質に対する不安を払拭し、地方自治体が安心して受け入れられる環境を整備すること。